

インプラント10年保証にご登録いただく患者様へ「重要」なお知らせです！

## “インプラント10年保証”重要事項のご説明

この書面では、インプラント10年保証に関する重要事項についてご説明しておりますので、必ずお読みいただきますようお願い致します。なお、本書面は、この保証に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、インプラント10年保証規約（以下「規約」といいます。）をご確認ください。

また、ご不明な点については、株式会社ガイドデント（以下「ガイドデント」といいます。）またはガイドデント認定会員（以下「認定会員」といいます。）までお問い合わせください。

### ⚠️ 必ず、守っていただかなければならないお約束について



この保証は、認定会員でインプラント治療を受けていただいた患者様に対して、治療後も定期検診を欠かさずを受けていただくことを前提に、術後のインプラント治療の品質をお約束するものです。したがって、インプラント10年保証規約に定められた定期検診（以下「定期メンテナンス」といいます。）を患者様に受けていただけない場合には、10年にも及ぶ治療品質をお約束することができなくなってしまうため、万が一、所定の再治療事由が生じたときに、無償で再治療することができなくなってしまう可能性があります。必ず、認定会員の指示に従って、規約に定められた回数の定期メンテナンスを受けてください。

### 定期メンテナンスの受診回数について

重要

無償で再治療を受けていただくために、保証経過年数に応じて、下表に定める回数の定期メンテナンスを受診してください。



保証経過年数	メンテナンス回数(最低履行回数)
1年目から 2年目までの2年間	1年間に <b>2回</b> 以上
3年目から10年目までの8年間	1年間に <b>1回</b> 以上

### 転居された場合について

#### ☑️ お約束 その1

住所が変わった場合、必ず、ガイドデントまたは認定会員まですみやかにご通知ください。



#### ☑️ お約束 その2

遠方に転居され、認定会員へ通院できなくなってしまった場合、最寄りの歯科医療機関において、規約に定められたメンテナンスの内容と同程度のメンテナンスを受けてください。

#### ☑️ お約束 その3

認定会員以外の歯科医療機関において、定期メンテナンスを受診された場合、その受診履歴が確認できるよう、保証書の裏面に「医療費の内容のわかる領収証や診療報酬の算定項目のわかる明細書等の（写）等」を添付してください。受診履歴が確認できない場合には、無償で再治療を受けることができませんのでご注意ください。

### 他の歯科医療機関で再治療を受ける場合について

定期メンテナンスは、最寄りの歯科医療機関でも受診いただけますが、「万が一のときの再治療」は、認定会員における再治療に限られます。他の歯科医療機関で受けた再治療は、いかなる場合もこの保証の対象とはなりませんのでご注意ください。

### ガイドデント認定会員のご紹介について

◎ガイドデントの全国再治療ネットワーク【G-Net】から最寄りの認定会員をご紹介します。

最寄りの認定会員において、定期メンテナンスに加え、万が一のときに再治療を受けていただくこともできます（保証限度額が異なる場合がありますのでご注意ください）。

◎なお、ガイドデントおよび認定会員の承諾が得られない場合には、認定会員をご紹介しますことがありませんので、あらかじめご了承ください。

## 1. インプラント10年保証のあらまし

- この保証は、インプラント治療を行った認定会員が、定期メンテナンスを条件に、その治療品質を長期に保証するものです。治療後に、所定の定期メンテナンスを受けていたにも関わらず、正常な使用状態で、インプラント体または上部構造（付属する全てのパーツを含みます。）が、万一、脱落や破折してしまった場合（患者様に生じた偶然な事故による脱落または破折の場合を含みます。）、保証限度額を上限に無償再治療をお約束いたします。
- 患者様のご転居等によるやむを得ない事情や、認定会員の不測の事態により、当該認定会員において再治療ができない場合には、他の認定会員で再治療を受けていただくことができます。  
※再治療にあたりましては、保証限度額等一定の条件がありますので以下を必ずお読みください。

## 2. 保証期間について

- インプラント10年保証は、保証登録審査を通過した場合、インプラント体（人工の歯根）埋入時に遡って有効となり、インプラント体埋入手術が完了した時から保証を開始いたします。
- 保証期間は、認定会員から交付される保証書に記載されますので、保証書受領時にご確認ください。

## 3. 定期メンテナンスの受診義務について



- インプラント10年保証にご登録される場合には、必ず、規約に定められた定期メンテナンスを認定会員において受診していただきます。定期メンテナンスの受診履歴が確認できないときは、いかなる場合においても保証対象とはなりません。
- やむを得ない事情が生じ、認定会員において定期メンテナンスを受けることができない場合は、すみやかにガイドドントまたは認定会員へご通知をお願いいたします。ご通知後、遅滞なく最寄りの歯科医療機関で下表に定める定期メンテナンスを※受診してください。

メンテナンス項目	メンテナンスの内容
(a)再検査とその評価	インプラント周囲の軟組織および硬組織の検査・診断・咬合のチェック、X線検査及び患者様のプラークコントロールの評価
(b)メンテナンス処置	認定会員等による患者様への注意事項説明、プラークコントロールの強化の指導、歯石除去、インプラント周囲の研磨および咬合調整
(c)コンポーネントに関する不具合への対応	アバットメントスクリューなどのネジ構造物の締め直し、交換、ポーセレンやレジン部の修理、メタルフレームの変形及び破折の処理
(d)軟組織、硬組織の疾患の処置	アバットメントや上部構造の清掃および滅菌処置

※定期メンテナンスを受診したことが確認できるよう、「医療費の内容のわかる領収証（写）等」を必ず保証書の裏面に添付してください。

## 4. 対象となる再治療および保証限度額について



- インプラント体や上部構造の脱落や破折により、※1再治療事由が生じたときは、保証書に記載された保証限度額を上限に、新たにインプラント体を埋入する手術や上部構造の再作成をすることにより生じる再治療を無償で行います。
- インプラント10年保証は、再治療を受ける認定会員により、※2保証限度額が異なります。

- ①インプラント治療を受けた認定会員で再治療を行う場合  
保証書記載の保証限度額を上限に無償で再治療を行います。
- ②再治療ネットワーク【G-N e t】により他の認定会員の紹介を受け再治療を行う場合  
保証書記載の保証限度額にかかわらず下表の※2保証限度額を上限に無償で再治療を行います。

※1再治療事由は、「5. 保証される場合、保証されない主な場合」をご参照ください。

※2保証限度額を超過した再治療費用相当額については、いずれの場合も患者様のご負担となりますのでご注意ください。

G-N e t ご利用の場合 の保証限度額	保証部位	保証限度額
	インプラント体	200,000円
	上部構造	100,000円



## 5. 保証される場合、保証されない主な場合について



保証される場合（再治療事由）	保証されない主な場合（有償再治療対応）
被保証者（注）が保証期間中に次のいずれかに該当したとき  ①認定会員の指示に従い、所定の定期メンテナンスを受診され、口腔内において正常に機能していた状態で、保証部位が脱落または破折したとき  ②偶然な事故により保証部位が脱落または破折したとき  （注）被保証者とは、規約に基づくインプラント保証の対象者で、保証登録後、保証書に記載された患者様をいいます。	被保証者が次のいずれかに該当し、または、いずれかに起因して保証部位が脱落または破折したとき  ●被保証者の故意または重大な過失 ●被保証者の定期メンテナンス不履行 ●認定会員以外で行われたインプラント治療 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ●洪水、高潮、暴風、台風などによる水災 など

【インプラント10年保証についてのお問い合わせ先】

株式会社ガイドドント／ガイドドント・サポートデスク

フリーダイヤル：0120-418-367 受付時間：午前10時～午後6時（土日祝日／年末年始除く）

インプラント10年保証

検索

<http://www.guidedent.org>